

専門学校外国人留学生の就職促進プログラムの運用開始 制限的だった専門学校留学生の就労ビザはどの程度緩和されるのか？

編集部

1. はじめに

本年4月、教育未来創造会議の第二次提言として「未来を創造する若者の留学促進イニシアチブ」が発表された。教育未来創造会議は2021年12月、内閣府に設置された内閣総理大臣を議長とする首相直属の会議である。第二次提言では、「コロナ禍を脱し人流の回復の兆しが見られ、世界各国が人材の獲得に動き出している」ので、改めて「留学生の派遣・受入や教育の国際化」に向け「具体的方策を示す」こととされている。¹ マスコミ報道では2033年までに日本人留学生派

遣50万人、外国人留学生受入れ40万人と大々的に報じられた。派遣での目標値50万人の内訳は、高等教育38万人、高校で12万人。受入れでは、高等教育38万人（専修学校専門課程、日本語教育機関を含む）、高校で2万人と具体的な数字が示された。

さて、本報告書の「IV具体的方策」では卒業後の活躍に向けた環境整備として、専修学校専門課程（以下専門学校）卒業生の「新たな制度」として以下の通り「在留資格制度の改善」が提言された。

未来を創造する若者の留学促進イニシアチブ（第二次提言）2023年4月27日より抜粋

【関連する在留資格制度の改善】

- ・専門学校卒業者の専門知識・技能やその応用が発揮できるようにするため、企業等と連携し、質の高い専門学校を認定する制度を新たに創設し、認定を受けた学校を修了した留学生については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更において柔軟に対応し、大学等を卒業した留学生と同等の取扱いとする。また、特定活動46号について、当該認定を受けた専門学校を修了した者（高度専門士に限る。）など、大学卒業者と同等の者も対象に加える。

この提言により、これまで大学学部以上の留学生の就職と比較し、非常に制限的であった専門学校卒の留学生の就職状況はどのように変わ

るのか、あるいは変わらないのか、問題点も含めレポートしたい。

2. 専門学校の留学生数と学習分野は？

まず、専門学校にはどの分野にどれくらいの留学生が在籍しているのか確認したい。現在、専門学校は全国に2,800校、学生数は60万人で、18

歳人口で高等教育機関への進学者のうち24%を占め²、日本の職業教育、教養教育の一翼を担っている。専門学校の専攻分野は8分野に分類され、

1 教育未来創造会議提言 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/teigen.html>（内閣官房ホームページ）

図表1 専門学校生の8分野と設置学科

分野	学科
工業	情報処理／マルチメディア／自動車整備／土木／建築／電気・電子工学／情報工学 など
農業	農業／園芸／畜産／造園／バイオテクノロジー／フラワービジネス／生命工学技術／動物管理 など
医療	看護／歯科衛生／歯科技工／臨床検査／診療放射線／理学療法／作業療法／言語聴覚療法／はり・きゅう・あんまマッサージ指圧／柔道整復 など
衛生	栄養／調理師／製菓／製パン／理容／美容／エステ／メイク など
教育・社会福祉	保育／幼児教育／社会福祉／医療福祉／介護福祉／老人福祉／精神保健福祉 など
商業実務	経理／簿記／旅行・観光・ホテル／会計／経営／医療秘書／流通ビジネス／OAビジネス／福祉ビジネス／など
服飾・家政	ファッションデザイン／ファッションビジネス／アパレルマーチャンダイジング／和洋裁／スタイリスト など
文化・教養	デザイン／インテリアデザイン／音楽／外国語／演劇・映画／写真／通訳・ガイド／公務員／社会体育／トリマー／放送芸術 など

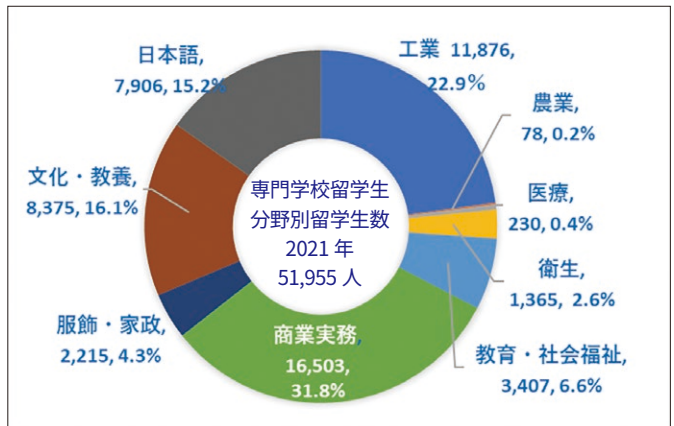
それぞれの学習内容は図表1の通りである。

2022年、これらの専門学校で学ぶ留学生は49,405人で、高等教育機関で学ぶ留学生数181,741人の27%となっている。留学生が専門学校でどんな分野で学んでいるかを図表2(2021年12月)で示した。

最も留学生が多く在籍しているのは、商業実務分野で31.8%、2番目は工業分野で22.9%、文化・教養が16.1%、日本語が15.2%と続く。日本語は本来であると文化・教養分野に入るのだが、留学生という特殊性から分離して表示している。次にこれらの留学生が専門学校を卒業し、その後どのような進路に進んだかを図表3で示した。

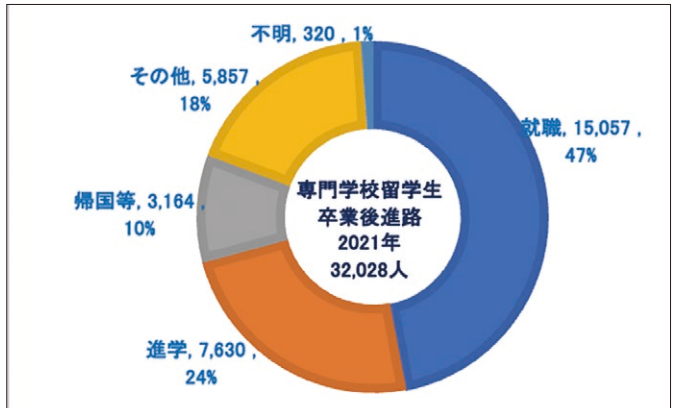
このデータから、専門学校を卒業するほぼ半数が、日本で就職していることが見て取れる。大学院、大学、専門学校を含むすべての高等教育機関で留学生が卒業後就職する割合は37%であ

図表2 専門学校分野別留学生数(2021年5月)



(独) 日本学生支援機構 外国人留学生在籍状況調査より

図表3 専門学校卒業後の進路(2021年12月)



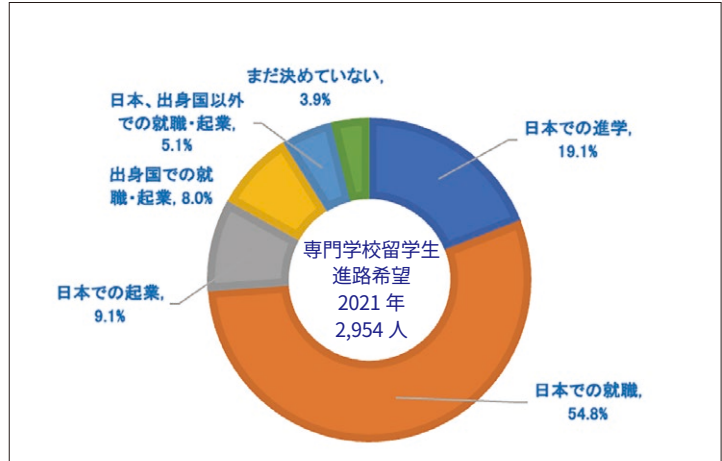
(独) 日本学生支援機構 私費外国人留学生生活実態調査より

2 専門学校の現状等について 文部科学省総合教育政策局 https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/senshu/2021/

るので、専門学校の留学生の就職割合は10ポイント以上高く、他の高等教育課程より日本で就職意欲が高いことがわかる。(なお、当データは2021年のものであり、コロナ禍の影響で、卒業後も帰国できず日本滞在を継続した者もいたことから「その他」の割合が大きくなっていると想定される。) それでは、在学中の専門学校の留学生はどのような進路を希望しているのかを示したものが図表4である。

この調査によれば、日本での起業も含め64%が日本で働くことを希望しており、図表3の卒業後進路と合わせて見

図表4 専門学校生の卒業後の進路希望



(独) 日本学生支援機構 私費外国人留学生生活実態調査より

ると、日本で就職希望がかなえられない留学生もかなりいるということが想定される。

3. 大学卒業と専門学校卒業の留学生の就職における在留資格変更審査の違い

大学学部卒、短期大学卒の留学生が日本で就職する場合、主として「技術・人文知識・国際業務」(以下、「技人国」)のビザを得ることが一般的である。日本において会社等で日本人と同等あるいはそれ以上の条件で雇用契約を結び、理学・工学、法律・経済、外国の文化、感受性を必要とする業務(通訳、翻訳等)の仕事に就く場合は、比較的広く「技人国」の在留資格が与えられるようになっている。しかし、あくまで「学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的能力を必要とする」こととされており、一般的な接客業務、単純作業、繰り返しのルーティンワークなどは対象となっていない。その一方2019年5月より特定活動(本邦の大学卒業者)の在留資格が設けられ³、4年制大学卒以上で日本語能力試験N1合格者であれば、飲食店での店舗管理業務や接客業務、小売店での

仕入れ、商品企画、接客販売業務、さらにタクシードライバーまで広く現場の業務に就くことが可能となった。【特定活動(本邦の大学卒業者)46号については文末用語解説参照】

専門学校を卒業した留学生の就職では、これまで「学んだ専攻と仕事内容の関連性」が強くと求められ、在留資格「留学」から「技人国」への変更審査では重要なポイントとされてきた。つまり、「専門士」(2年制専門学校)あるいは「高度専門士」(4年制専門学校)の資格を得た学習内容と、就職先の業務が密接に関連しているかどうかということが厳密に審査され、かつ在留資格「技人国」の在留資格に該当することが必要とされた。

たとえば、外国人留学生が美容理容の専門学校を卒業し、たとえ美容師免許、理容師免許を取得したとしても、適合する在留資格がないと

3 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件(平成2年法務省告示第131号) https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00038.html

ということで日本で美容師の仕事に就くことはできないとされている。経理・簿記の専門学校で専門士を取得し、経理の仕事に就く、通訳・翻訳の専門学校で専門士を取得し通訳の仕事に就くということであれば、学習した内容と密接に関連する業務として人文知識・国際業務の範囲と解釈されることとなるが、経理・簿記の専門学校を卒業して、通訳・翻訳の仕事に就く場合は、

その関連性が認められず、在留資格変更は一般的には認められない。その一方では、2017年に「介護」の在留資格が新設され、外国人が専門学校で「介護福祉士」の資格を取得することで、福祉施設などで仕事をするのが可能となっている。このように、外国人の就ける仕事の範囲は、日本の社会情勢によって広げられてきているという実態がある。

4. 「外国人留学生キャリア形成プログラム」の中身とその効果

「外国人留学生キャリア形成プログラム」は、文科省により下記4点の要件について認定を受けた専門学校の課程に対し、ビザ優遇措置が適応されるものである。

- 1 職業実践専門課程として認定を受けていること。【「職業実践専門課程」については巻末用語解説参照】
- 2 財務状況が健全であること。具体的には、直前年度の収支計算書の「経常収支差額」がゼロまたはプラスであること、あるいは貸借対照表の「運用財産と外部負債の差額」がゼロまたはプラスであること。
- 3 認定を受ける学科の留学生数が2分の1以下であり、選択科目を除く授業が日本人学生と留学生で別々の履修形態でないこと。

留学生数が2分の1を超える場合は、過去3年間の当該学科修了者就職率が90%以上で、かつ「日本社会の理解促進に資する科目」⁴が授業時間総数のうち300時間以上開設されていること。（つまり、留学生のみを対象としている法務省告示日本語教育機関などと同様の授業形態になっていないこと。）

- 4 外国人留学生の在留管理が適正に行われ、かつ、当認定制度の趣旨に反する運営がなされていないこと。

では、専門学校の外国人留学生が、当認定を受けた学科を卒業して就職に臨む場合、具体的にどの程度の範囲で在留資格変更の判断が緩和されることになるのだろうか。実際のところ、大学学部

図表5 大学を卒業した留学生に係る不許可事例

	専攻・学習内容	就労先企業	従事する業務内容	「技人国」資格変更
1-1	教育学部	食品加工	弁当の箱詰め作業	人文科学の知識は不要として不可
1-2	経営学部	飲食チェーン	管理者候補	接客・調理の実務経験を経て、選ばれた者のみ管理者になるということで不可
1-3	工学部	コンピュータ関連サービス	エンジニア	日本人の報酬と差があり不可（外国人13.5万円、日本人18万円）
1-4	商学部	貿易業務	海外取引業務	在学中、月200時間以上のアルバイト（資格外活動）をしていて不可

法務省ホームページを参考に編集部にて作成 https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan69.html

4 企業実習、ビジネス日本語、日本文化、企業・業界研究などは可、日本語能力試験対策（N2まで）、日本語表現などは不可

図表6 専門学校を卒業した専門士の留学生に係る許可事例

	専攻・学習内容	就労先企業	従事する業務内容	「技人国」資格変更
2-1	マンガ・アニメーション科	コンピュータ関連	ゲーム開発業務	許可
2-2	電気工学科	電気通信設備	工事施工図作成・現場指揮・監督	許可
2-3	自動車整備科	自動車点検整備	サービスエンジニア	基幹部分の点検・整備 自動車検査員として許可
2-4	美容科	化粧品会社	ビューティーアドバイザー	美容製品開発、マーケティング業務に従事するとして許可
2-5	国際IT科	金属部品製造	ホームページ作成、プログラミングシステム構築等	許可
2-6	ロボット・機械科	工作機械設計・製造	機械加工課で部品図面・精度確認、プログラミング等	将来的に部署管理者となることが予定されているとして許可
2-7	国際コミュニケーション学科	人材派遣・研修サービス	外国人スタッフ接遇教育・管理等マネージメント業務	許可
2-8	国際ビジネス学科	飲食店経営 本事業開発室	アルバイトスタッフ採用・教育、入社説明資料作成	許可
2-9	観光・レジャーサービス学科	大型リゾートホテル総合職	フロント業務通訳・翻訳、ロビーコンシェルジュ等	レストラン、客室業務もシフトで従事するが、日本人総合職と同一業務と判明し許可
2-10	ロボット・機械学科	金属工作機械製造	機械精度調整、加工設備プログラミング等	同業務の日本人従業員も日本の理工系大学卒業で待遇も同一だったため許可

参照ホームページ同上

図表7 専門学校を卒業した専門士の留学生に係る通訳・翻訳業務での許可事例

	専攻・学習内容	就労先企業	従事する業務内容	「技人国」資格変更
3-1	翻訳・通訳学科	出版社	出版物の翻訳	許可
3-2	国際ビジネス学科	商社海外事業部	商談通訳、契約資料翻訳	ビジネス通訳実務、通訳技巧などに特化して履修していることから許可
3-3	国際教養学科	(不記載)	障害調整の通訳	卒業単位その他、ビジネス文書、ビジネスコミュニケーション等文書表現 30 単位が認定、N1 合格許可していることから許可

参照ホームページ同上

を卒業した留学生でも、大学で専攻した勉学内容と業務の関連は一定程度求められており、自動的に「技人国」へのビザ変更ができるわけではない。たとえば、日本の大学を卒業した留学生の不許可事例として、法務省のホームページでは図表5のようなケースを例示している。

しかし、2節でも述べた通り2019年5月より「特定活動」（本邦の大学卒業者）の在留資格が設けられたことにより、不許可事例1-2のようなケースは、この「特定活動」ビザで認められていくと思われる。専門学校について、同じく法務省ホームページに掲載されている事例で、

制限的だった専門学校留学生の就労ビザはどの程度緩和されるのか？

これまで許可されたものを整理すると、図表6、図表7のようになる。図表7は特に通訳・翻訳業務（国際業務）での許可事例である。

ここでは、専攻・学習内容と従事する業務内容の関連性が密接であるということが見て取れるが、例えば2-9、2-10などでは他の日本人従業員との比較も判断材料としていることがわかる。ま

た、通訳・翻訳では、3-2、3-3のように通常の専攻科目のほかに、通訳・翻訳業務に特化した授業を履修することによって、「技人国（国際業務）」の在留資格を得ている。

次に図表8、図表9で不許可になった事例を見てみよう。

図表8 専門学校を卒業した専門士の留学生に係る不許可事例

	専攻・学習内容	就労先企業	従事する業務内容	「技人国」資格変更
4-1	声優科	ホテル	ロビースタッフとして通訳・翻訳業務	不許可
4-2	イラストレーション学科	人材派遣・有料職業紹介	外国人が多い衣類販売店での通訳翻訳を伴う接客	専攻内容と業務に関連性がなく通訳翻訳の実務経験もないため不許可
4-3	ジュエリーデザイン科	コンピュータ関連サービス	外国人客の相談対応、通訳翻訳	専攻内容と業務に関連性がないため不許可
4-4	国際ビジネス科	運送会社	同国人アルバイト指導のための通訳通訳・労務管理	専攻した科目との関連性を認められず不許可
4-5	国際コミュニケーション学科	飲食店運営	店舗管理・開発、商品開発、販促企画等	専攻した科目との関連性が認められず不許可
4-6	接遇学科（ホテル概論、フロント宿泊、接遇概論など）	エンジニア労働者派遣会社	外国人従業員管理・監督、マニュアル指導・教育、労務管理	専攻した科目との関連性が認められず不許可

図表9 専門学校を卒業した専門士の留学生にかかわる通訳翻訳業務での不許可事例

	専攻・学習内容	就労先企業	従事する業務内容	「技人国」資格変更
5-1	CAD・IT 学科	不明	通訳・翻訳	日本語科目は留学生対象の基礎能力向上を図るものであったため不許可
5-2	国際ビジネス専門学校	不明	通訳・翻訳	同上
5-3	通訳・翻訳専門学校 日英通訳実務	ビル清掃会社	留学生アルバイトに対する通訳・マニュアル翻訳	留学生アルバイトは通常一定以上の日本語力を有するため通訳の必要性は認められず、不許可
5-4	通訳・翻訳専門学校 日英通訳実務	飲食店店舗	英語での注文取り程度	翻訳もメニューの翻訳程度で業務量が認められず不許可
5-5	日本語・日本語文化学科	人材派遣・物流	留学生アルバイトに対する通訳	自らも商品仕分けシフトに入り、アルバイトへの指示、注意喚起を通訳するもので、通訳業務量が認められず不許可

やはり不許可になる主たる要因は専攻・学習内容と従事する業務内容の関連性が認められないということが主要因であり、図表9通訳・翻

訳にあっては実際の日本語能力の有無や、業務量が十分でない、ということが不許可の事由とされている。

※その他、留学生のホテル・旅館等への就職、およびクールジャパン戦略関連での就職については下記法務省ホームページを参照のこと

- ・ホテル・旅館等への就労しようとする留学生の在留資格変更に係る許可、不許可事例
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001343662.pdf>
- ・クールジャパンに関わる分野（アニメーション分野、ファッション・デザイン分野、食分野）で就労しようとする留学生の在留資格に係る許可、不許可事例
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001343663.pdf>

5. 今後の展開について

それでは「外国人留学生キャリア形成プログラム」が運用された場合、図表8、図表9の不許可理由に「専攻した科目との関連性が認められない」と記された事例が、どの程度従来より柔軟に判断され、許可に回るのでしょうか。この点が小論のメインテーマであろう。しかし残念ながら、現状ではまだ本プログラムの運用が開始されておらず、事例も出てきていないため、当面は、大学卒の留学生のケースで許可・不許可になった事例をもとに手探りで申請書類を作成することになる。

もう一つの変更点として、当プログラムにより専門学校の4年制課程で、「高度専門士」の資格を取得した留学生は大卒者と同様、高度な日本語能力(日本語能力試験N1)を条件として、「特

定活動」(本邦の大学卒業者)が適用され、飲食店での店舗管理業務、接客業務、小売店での仕入れ、接客販売業務などで就業できることになる。この「特定活動」(本邦の大学卒業者)ビザは、「技人国」ビザより、より現場に近い業務で広範な活動が認められるため、むしろ2年制専門学校(専門士)に適用されたとしても、制度的に矛盾は生じないのではないだろうか。日本に留学し専門学校で職業に直結する技術、技能を勉強し、就職を希望している人材がいるのである。2年制専門学校の卒業生にも「特定活動」(本邦の大学卒業者)のビザが適用されるよう、今後、各地の専修学校団体、学校、企業も連携し、行政や社会にアピールしていく必要があるのではないだろうか。

6. 用語解説

【在留資格 特定活動（本邦の大学卒業者）46号】

■特定活動（本邦の大学卒業者）

本邦大学卒業者が本邦の公私の機関において、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるもので、一般的なサービス業務や製造業務等が可能。

■適用される要件

学 歴：

日本の4年制大学の卒業及び大学院の修了者。短期大学及び専修学校の卒業並びに外国の大学の卒業及び大学院の修了は対象外。

日本語能力：

(ア) 日本語能力試験N1又はBJTビジネス

日本語能力テストで480点以上を有する者

(イ) 大学又は大学院において「日本語」を専攻して大学を卒業した者

業務内容：

・日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務（指示受けの単純業務ではなく、日本語で他者との双方向のコミュニケーションを要する業務）。

・大学において修得する知識が必要となるような業務（商品企画、技術開発、営業、管理業務、企画業務（広報）、教育等）。

■具体的な活動例：

(ア) 飲食店に採用され、店舗管理業務や通訳を兼ねた接客業務を行うもの。日本人に対する接客を行うことも可能。【※厨房での皿洗いや清掃にのみ従事することは認められない。】

(イ) 工場のラインにおいて、日本人従業員から受けた作業指示を技能実習生や他の外国人従業員に対し外国語で伝達・指導しつつ、自らもラインに入って業務を行うもの。【※ラインで指示された作業にのみ従事することは認められない。】

(ウ) 小売店において、仕入れ、商品企画や、通訳を兼ねた接客販売業務を行うもの。日本人に対する接客販売業務を行うことも可能。【※商品の陳列や店舗の清掃にのみ従事することは認められない。】

(エ) ホテルや旅館において、翻訳業務を兼ねた外国語によるホームページの開設、更新作業等の広報業務を行うものや、外国人客への通訳（案内）を兼ねたベルスタッフやドアマンとして接客を行うもの。日本人に対する接客を行うことも可能。【※客室の清掃にのみ従事することは認められない。】

(オ) タクシー会社において、観光客（集客）のための企画・立案や自ら通訳を兼ねた観光案内を行うタクシードライバーとして活動するもの。通常のタクシードライバーとして乗務することも

可能。【※車両の整備や清掃のみに従事することは認められない。タクシーの運転をするためには、別途第二種免許（道路交通法第86条第1項）を取得する必要がある。】

(カ) 介護施設において、外国人従業員や技能実習生への指導を行いながら、日本語を用いて介護業務に従事するもの。【※施設内の清掃や衣服の洗濯のみに従事することは認められない。】

(キ) 食品製造会社において、他の従業員との間で日本語を用いたコミュニケーションを取りながら商品の企画・開発を行いつつ、自らも商品製造ラインに入って作業。【※単に商品製造ラインに入り、日本語による作業指示を受け、指示された作業にのみ従事することは認められない。】

■雇用形態：

・「指定する活動」として、パスポートに所属先の会社名（機関名）、本店所在地のシールが添付貼り付けられる。転職等で勤務先が変わった場合は、在留資格変更許可申請が必要。

・常勤の職員としての業務に従事することが要件で、社会保険への加入状況についても必要に応じ確認される。パート、アルバイト、契約社員としての派遣業務は対象外。

■報酬額：

・地域や個々の企業の賃金体系により、同種業務に従事する日本人と同等額以上であるか、他の企業の同種業務に従事する者の賃金を参考にして日本人と同等額以上であるかにつき判断。

・昇給面を含めて、日本人大卒者・院卒者の賃金を参考とする。

■その他：

・在留資格変更、期間更新での確認事項
素行が良好であること【在学中の資格外活動（アルバイト）で28時間を超えていないこと、など】
届け出の義務を履行していること【在留カードの

記載事項に係る届出等が行われていること】

・家族滞在：

特定活動（本邦の大学卒業者）で在留資格を得た者の配偶者や子は、「特定活動」（本邦大学卒業者の配偶者等）の在留資格で、日常的な活動が認められる。

・在留期間：

5年、3年、1年、6月又は3月のいずれかの期間が決定されるが、原則として「留学」からの変更許可時、及び初回の在留期間更新許可時は、1年となる。

■ 提出書類：

「在留資格認定証明書交付申請書」又は「在留資格変更許可申請書」の他、雇用先から発行された「労働条件通知書」、勤務先の概要（パンフレットやホームページの写しなどでも可）などが必要となる。詳細は下記 URL 参照

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005095.pdf>

※出入国在留管理庁のホームページを参考に、編集部にて作成

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00038.html

【職業実践専門課程】

平成26年度（2014年度）より、文部科学大臣の認定する課程として、専門学校において企業や団体と連携した実習や実技を通じ、職業に必要な実践的授業を重視する職業実践専門課程が開始された。

2023年度現在、1,083校（39.3%）、3,154学科（44.2%）が「職業実践専門課程」として認定されている。【全専門学校数（2,754校）、学科数については専門学校のうち修業年限2年以上の学科数（7,133学科）2021年度学校基本調査】

授業科目や教育課程を企業や団体と連携して

編成し、さらに連携先企業で実習・実技などを実践的に受けることとされている。これにより在学中から企業や関連団体と一体となった教育を受けることが可能になる。

認定は、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行っているかどうかで判断され、専門学校における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的としている。

認定要件

1. 修業年限が2年以上であること。
2. 専攻分野に関する企業等との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
3. 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること。
4. 全課程の修了の要件が、1700時間以上であるか、62単位以上であること。
5. 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること
6. 学校教育法施行規則第百八十九条において準用する同規則第六十七条に定める評価を行い、その結果を公表していること。
7. 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。
8. 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

※文部科学省ホームページを参考に、編集部にて作成

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/mext_00009.html

文責：公益財団法人アジア学生文化協会 白石勝己